



令和2年度生徒指導だより

梨の花

～心のふるさと下貝塚中学校～

市川市立下貝塚中学校
発行者：生活指導部
令和2年7月6日
第3号

首都圏のコロナウイルス感染状況をみると、緊急事態宣言解除から徐々に感染者が増えています。引き続き、マスク着用やソーシャルディスタンス、体調が悪い生徒は申し出るなど気を付けて過ごしていきましょう。給食が始まり通常の学校生活となりました。また、部活動も再開しました。約3か月間、活動が停止していましたので、体力が自分で思っているよりも低下していることが考えられます。少し時間がかかるかもしれませんが、あせらず体力を戻していきましょう。部活動をするときには、自分の健康を管理すること、休憩時間をとりながら活動すること、こまめに水分補給すること、人との間隔をとること、対面での会話を避けながら活動すること、運動するときには、マスクを外すことなどに留意しましょう。6月22日から通常通りの部活動が始まりました。個々でのコロナウイルス感染防止に努めていきましょう。

子どもがインターネットを安全、適切に利用するには？

まずは親子でネット利用のルールをつくり、見守りを。
インターネットの世界でも実社会と同じように、守らなければならない法律やルールがありますし、人と人が付き合う上でのマナーやモラルを守ることも必要です。生徒たちは、スマホ等の機器を巧みに使いこなしますが、インターネット上の法律やルール、社会の中でのマナーやモラル等の知識や経験が十分に身につけているとは限りません。また、前述したとおり、インターネットの世界は匿名性が高いように見えますが、実際には、様々な情報から比較的容易に個人が特定されてしまうということが十分にあり得ます。その危険性について、子どもたちが十分に理解しているとは限りません。



子どもは成長とともに自立心が高まりますが、行き過ぎて学校や保護者の指導を受け入れにくくなることもあるでしょう。しかし、子どもに安全に道路を歩くための交通ルールを教えるのと同様に、インターネットの危険性についても、子供に対しては、様々な方法で、繰り返し、丁寧に説明して、インターネットの適切な使い方を身につけさせることが重要です。

それと合わせてフィルタリングを用いて子どもに有害な情報を閲覧させないことがとても大事です。また、保護者が継続的に子供のインターネット利用を見守っていくことも大切です。子どもに携帯電話やスマホ、タブレット端末などを所持させるときは、次のポイントを参考にしてください。

適切にインターネットを利用させるには？

スマホ等を子供に持たせるときは、持たせ始めが肝心です。安易に与えるのではなく、「何のために必要なのか、どのように使うのか」について親子で目的やルールを話し合い、また、トラブルや過度な利用などを防ぐために、保護者の責務として、子どもの利用状況をしっかりと確認しましょう。

インターネット上は、仲間内だけの空間ではなく、世界中の人が利用する「公共の場」であり、実社会でやってはいけないことを、インターネット上でもやってはいけないということを理解させ、ルールやマナーを守って利用できるよう、保護者が指導することが大切です。

親子で家庭のルールをつくる

保護者と子どもと話し合い、インターネット利用について家庭内のルールをつくりましょう。例えば、インターネット上でゲームを利用したり、動画を見たりする場合、名前や住所、学校名などの個人情報を求められる場合があります。また、通信料以外の料金の支払いのために、保護者のクレジットカード番号の入力が求められることがあります。こうしたケースでは、個人情報はもとより、保護者のクレジットカード番号が悪用されれば大きな被害をこうむります。

こうしたインターネットの危険な面についても、子どもに丁寧に説明し、ルールを一方向的に押しつけるのではなく、なぜ、そのルールが必要なのかを子どもに理解させることが大切です。また、子どもがルールを破ったときの対応も、事前に子どもと決めておきましょう。

【子どものスマートフォン利用に関するトラブルの例】

- 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ
SNSなどで人の悪口を書き込むなど、インターネット上での人権侵害やいじめが発生し、被害に遭った子どもが不登校となるなどの事例も発生しています。
- SNSなどに載せた個人情報の流出
SNSなどに安易に個人情報を記載したために、写真や名前、メールアドレスが知らないところで勝手に使われ、嫌がらせを受ける被害が発生しています。
- 無料ゲームサイトでの意図しない有料サービスの利用
「無料」とうたっているオンラインゲームで遊んでいる間に、アイテムが有料であることに気づかず購入してしまったため、高額の料金を請求されてしまうトラブルが、子供の間で多く発生しています。

※画像がいったんインターネット上（インスタやYouTubeなど）やLINE・メールなどに流出すれば、画像・動画のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた子どもは、将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ませんので、十分気を付けましょう。

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

○以下の点をもう一度、確認しておきましょう。

□人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。

□遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。

□会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。

□外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用

□家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。

□**手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

□「**3密**」の回避（密集、密接、密閉）



マナー条例及び防犯の啓発に関するポスター・標語のお願い

こちらのポスターや標語は、希望者になっています。夏休み中に取り組んでいただき、8月21日までに生徒指導の泉へ提出してください。

テーマ：「歩きたばこ」「犬のふんの放置」「空き缶等のポイ捨て」の禁止、「電話de詐欺」の防止

用紙サイズ：ポスター⇒四つ切画用紙（B3判、36cm×52cm）、標語（指定用紙⇒泉へ）